

## 中央教育審議会の概要

### 1 設置の経緯

中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

### 2 審議会の主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣の諮問に応じて、①教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項、②スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
- (3) 法令の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

### 3 構成

- (1) 委員30人以内、任期2年（再任可）（臨時委員及び専門委員を置くことができる）
- (2) 5分科会を設置する。（審議会及び分科会には、必要に応じて、部会を設置）

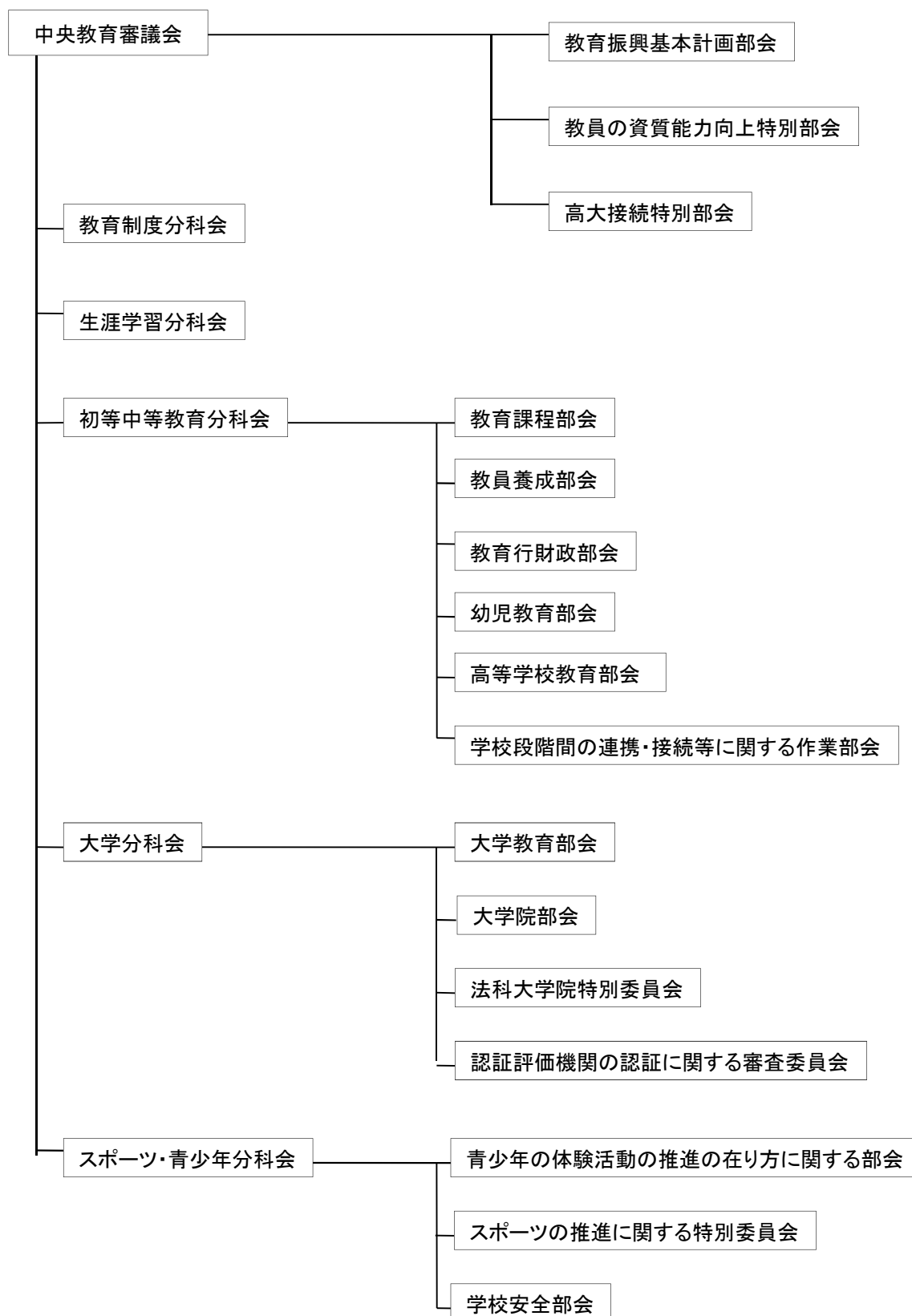
分科会の名称	主な所掌事務
教育制度分科会	① 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項 ② 地方教育行政に関する制度に関する重要事項
生涯学習分科会	① 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項 ② 社会教育の振興に関する重要事項 ③ 視聴覚教育に関する重要事項
初等中等教育分科会	① 初等中等教育の振興に関する重要事項 ② 初等中等教育の基準に関する重要事項 ③ 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項
大学分科会	大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項
スポーツ・青少年分科会	① 学校保健、学校安全及び学校給食に関する重要事項 ② 青少年教育の振興に関する重要事項 ③ 青少年の健全な育成に関する重要事項 ④ 体力の保持及び増進に関する重要事項 ⑤ スポーツの振興に関する重要事項
教育振興基本計画部会	教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）の改定及び円滑な実施に意見を述べること
高大接続特別部会	大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について調査審議すること

### 4 最近の諮問・答申

諮 問	答 申
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（H22. 6. 3）</li> <li>・第2期教育振興基本計画の策定について（H23. 6. 6）</li> <li>・スポーツ基本計画の策定について（H23. 9. 22）</li> <li>・学校安全の推進に関する計画の策定について（H23. 9. 22）</li> <li>・大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について（H24. 8. 28）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ基本計画の策定について（H24. 3. 21）</li> <li>・学校安全の推進に関する計画の策定について（H24. 3. 21）</li> <li>・教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（H24. 8. 28）</li> <li>・新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（H24. 8. 28）</li> <li>・今後の青少年の体験活動の推進について（H25. 1. 21）</li> </ul>

(参考)

## 中央教育審議会の構成(第6期)



※第7期の分科会の部会等につきましては、今後各分科会において定められることとなります